

官報

号外

昭和二十七年四月二十六日

第十三回 衆議院會議録第三十六号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)

議事日程 第三十五号

午後一時開議

第一 積雪寒冷單作地帯振興対策
審議会委員の選挙

●本日の会議に付した事件

日程第一 積雪寒冷單作地帯振興
対策審議会委員の選挙

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政

協定の実施に伴う土地等の使用
等に関する特別措置法案(内閣
提出)

日本国との平和條約第十五條(a)に
基いて生ずる紛争の解決に関す
る協定の締結について承認を求
めるの件

国民健康保険再建整備資金付法
案(内閣提出)

統計報告調整法案(内閣提出)

固有財産特別措置法案(内閣提出)

国民貯蓄債券法案(内閣提出)

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号

積雪寒冷單作地帯振興対策審議会委員の選挙 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

設備輸出為替損失補償法案(内閣提出)

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めの件

午後二時三十分開議

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

第一 積雪寒冷單作地帯振興対策
審議会委員の選挙

○副議長(岩本信行君) 積雪寒冷單作地帯振興対策審議会委員佐々木秀世君及び松浦東介君から辞任の申出がありましたので、この際同審議会委員の選挙を行います。

○福永健司君 積雪寒冷單作地帯振興対策審議会委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、積雪寒冷單作地帯振興対策審議会委員に宇野秀次郎君及び鹿野香吉君を指名いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題となし、この際委員長に報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題といたします。委員長に報告を求めます。建設委員長松本一郎君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は收用に関し規定することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「土地等」とは、土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五條に規定する権利をい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。

(土地等の使用又は收用)

第三條 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところによ

昭和二十七年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号

積置法案

六五二

り、これを使用し、又は収用することができ。

(土地等の使用又は収用の認定の申請)

第四條 調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者(土地収用法第五條に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を調達庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、總理府令で定める。

(土地等の使用又は収用の認定)

第五條 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三條に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第六條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行おうとする場合において、必

要があるとき認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分の通知、告示及び公告)

第七條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知するとともに、当該調達局長の名称及び使用し、又は収用すべき土地等を官報で告示しなければならない。

2 調達局長は、前項の通知を受けるときは、遅滞なく、使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量を、調達局長が定める方法で公告するとともに、土地等の所有者及び関係人に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知しなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第八條 前條第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は収用する必要がなくなつたときは、調達局長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同條第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。

(建物の使用に代る収用の請求)

第九條 建物を使用する場合において、建物の使用が三年以上(使用期間の更新の結果三年以上となる場合を含む)にわたるとき、又は建物の使用に因つて建物の形状を変更し従来用いた目的に供することを著しく困難にするときは、建物の所有者は、その建物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定に

よる建物の収用について準用する。この場合において、土地収用法第八十一條第二項中「土地」とあるのは「建物」と、同條第三項第二号中「起業家」とあるのは「調達局長」と、「事業」とあるのは「建物の使用」と読み替へるものとする。

(土地等の使用に對する損失補償の金額の支拂)

第十條 土地等を使用する場合において、その使用の期間が一年をこえるときは、調達局長は、当該使用に對する損失補償の金額を一年分ごとに分割して支拂うことができる。但し、その支拂は、当該分割して支拂われる損失補償の金額に對する使用の期間の開始する日までにしなければならない。

(土地等の返還及び原状回復の制限)

第十一條 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでこれを有効且つ合理的に使用することができる認めるとき

は、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならない。

3 土地等を原状に回復しないで返還する場合において、建物の使用中に有益費が費されたことに因り、その建物の所有者に利益が生じているときは、利益の存する限度において、これを圍に納付させることができる。

4 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定めるところにより、七年以内の範囲内において延納を認めることができる。(不服の申立)

第十二條 前條第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同條第二項の規定による損失の補償又は同條第三項の規定による利益の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に對し不服の申立をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の不服の申立に對し裁決をしようとするときは、あらかじめ、中央調達不動態審議会の意見を聞かなければならない。

(引渡調書)

第十三條 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせ、上、總理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所
- 二 返還する土地等の種類、数量及び形状
- 三 その他返還の際の現状を確認するに必要な事項

3 土地收用法第三十六條第二項から第五項まで及び第三十八條の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について適用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは、「引渡調書」と、「起業者」とあるのは、「調達局長」と、「土地所有者」とあるのは、「土地等の所有者」と読み替へるものとする。

(土地收用法の適用)
第十四條 第三條の規定による土地等の使用又は收用に關しては、こ

の法律に特別の定めのある場合を除く外、「土地等の使用又は收用」

「土地收用法第三條各号の一に掲げる事業」と、「調達局長」と「起業者」と、「土地等の使用又は收用の認定を、事業の認定」と、「土地等の使用又は收用の認定の告示」を「事業の認定の告示」と、「第七條第二項の規定による公告及び通知」を「土地收用法第三十三條の規定による土地細目の公告及び通知」とみなして、土地收用法の規定(第一條から第三條まで、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條、第三十條、第三十一條から第三十三條まで、第五十條第一節、第二百二條、第二百二十三條第六項、第二百二十五條第一号及び第三号から第五号まで、第二百二十九條第一項、第三百十條第一項、第三百三十條並びに第四百三十三條第五号の規定を除く)を適用する。但し、土地等の使用の期間が一年をこえる場においては、土地收用法第九十五條第一項及び第九十條中「裁決に係る補償金の拂渡」とあるのは、「裁決に係る補償金のうち、使用に對する損失補償に係るもの中最初の一年間の使用に對する部分の拂渡」とする。

2 前項但書に規定するものを除く外、同項の適用に關し必要な技術的事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際、連合國最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ。

3 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積りた損失補償額を拂い渡さなければならぬ。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することに因つて生ずる損失を土地收用法第六條第一節(第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く)の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支拂つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内拂とする。

6 第四項の規定による損失補償に對して、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、收用委員会に對し、裁決を申請することができ。

7 調達局長は、第二項の規定によつて土地等を一時使用する場において、その使用期間が満了したときは、返還なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に對し、土地等を原状に回復することを請求することができ。但し、当該土地等が第四項の規定により土地收

用法第七十三條後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十一條及び第十二條の規定は、第七項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について適用する。

10 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條の第三項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加へる。

2 中央不動産審議会は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第十二條第二項(同法附則第九項において準用する場合を含む)の規定により、内閣總理大臣の諮問に應じ、意見を述べることができ。

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案 六五三

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(松本一郎君質問)

○松本一郎君 たいま議題となりました。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約に基いて締結された行政協定により、日本国はアメリカ合衆国に対し、安全保障協約第一條に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することとなり、この義務を履行するため、アメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用または收用手続について必要な規定をなし、もつて協約の遵守と私有財産権との調整をはかることをその趣旨としたものであります。すなわち、本法案の適用は、ごく少数の場合を想像するものでありまして、大部分の場合には土地、家屋の所有者または使用者の納得に基く合意の使用を希望するものであつて、かつそれが和解と信頼の精神によつて

締結されたる平和協約並びに安全保障協約の理想の道に通ずるものと考へます。

建設委員会といたしましては、去る四月十日、本法案が付託されて以来、六回にわたり委員会を開催いたしました。ただ、法務委員会あるいは経済安定委員会と連合審査も行い、慎重なる審査を重ねた次第であります。次に、その審議に際し問題となりましたおもな点につき簡単に御報告申し上げます。

第一は、第三條の規定中、適正かつ合理的であるのは、いかなる意味であるか、またその認定はそれがこれを行うのかという質問に對しましては、適正かつ合理的とは、客観的に見て安全保障協約第一條に掲げる目的に合致していることと認定できることでありまして、その認定につきましては、日本国とアメリカ合衆国との合同委員会において、両国が對等の立場において審議いたしました上、本法案の定めるところにより、内閣総理大臣がこれを行うのであるという答弁がありました。

第二は、建物の使用または收用の場合、その所有者と賃借権者とのいずれに契約をされるのかという点に關しましては、所有者との直接契約と、賃借権者から転借する場合との二つの形態が想像されるが、いずれの場合であっても、双方ともよく話し合いをいたした上、問題の起らぬように善処し、かつまた権利の所在が不明確な場合においては、明確な方を対象といたして処置する方針であるという答弁でありました。

第三は、先般岡崎國務大臣とラスク特使との間に交換された書簡の中に、従来使用されておる施設または区域で、平和協約の発効後九十日以内にその使用の協定が成立しない場合、継続してその使用を許す旨明記されているが、本法案は附則において、六箇月以内における一時使用のみしか考へられない、この矛盾をいかにして調整するかという点に對しましては、行政府としては、本法の規定により処理したとの答弁でありました。

借権者から転借する場合との二つの形態が想像されるが、いずれの場合であっても、双方ともよく話し合いをいたした上、問題の起らぬように善処し、かつまた権利の所在が不明確な場合においては、明確な方を対象といたして処置する方針であるという答弁でありました。

第三は、先般岡崎國務大臣とラスク特使との間に交換された書簡の中に、従来使用されておる施設または区域で、平和協約の発効後九十日以内にその使用の協定が成立しない場合、継続してその使用を許す旨明記されているが、本法案は附則において、六箇月以内における一時使用のみしか考へられない、この矛盾をいかにして調整するかという点に對しましては、行政府としては、本法の規定により処理したとの答弁でありました。

かくして討論に入り、日本社会党を代表して前田繁之助君より、日本共産党を代表して池田幸雄君より、改進黨を代表して村瀬宣親君より、また日本社会党第二十三控を代表して田中織之進君よりそれぞれ反対の討論がありました。自由党を代表して西村英一君より賛成の討論があり、引続いて採決いたしました結果、多数をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げますが、経過を御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。順次これを許します。村瀬宣親君。

案通り可決いたしました次第であります。以上、簡単に御報告申し上げますが、経過を御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。順次これを許します。村瀬宣親君。

○村瀬宣親君 私は、たいま議題せられました。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に對し、改進黨を代表して反対の意を表明せんとするものであります。

本法案は、日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地、建物等の使用または收用手続につき特別を設けて、それらの使用権または所有権を政府に取得し、これをアメリカ合衆国軍隊に提供せんとする目的をもつて立案せられたものであります。われわれは、日米安全保障協約第三條により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、吉田内閣の専断によつて、国会の承認を経ずして締結された行政協定そのものに対し、国家の主権と國民の権利を制限し、独立國の威信を失墜するおそれありとして峻烈なる批判を加へ來つたのであります。はた

せるかな、今日に至つて、かかる法案を提出し、國民に多大の不安を與ふるに至つた政府の責任はきわめて重大といわねばなりません。

○連合閣による日本の占領は、明後二十八日平和協約の効力発生とともに終了し、徹底に基く施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つてその後は、合衆国軍隊による施設、区域の使用は、それの政府が平和協約、安全保障協約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基いて新たに発足すべきものであることは、行政協定第二條に明記せられたところであつて、日米安全保障協約は、集団安全保障という兩國の共通の利益のために、互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障協約を実施するための行政協定も、当然日米兩國民間の親善を助長するものでなければなりません。かかるに、本法案は、伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意圖するところは、駐留軍の威臣によつて、土地、建物等の使用または收用を暗黙のうちに強制せんとする結果となるのであります。

○連合閣による日本の占領は、明後二十八日平和協約の効力発生とともに終了し、徹底に基く施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つてその後は、合衆国軍隊による施設、区域の使用は、それの政府が平和協約、安全保障協約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基いて新たに発足すべきものであることは、行政協定第二條に明記せられたところであつて、日米安全保障協約は、集団安全保障という兩國の共通の利益のために、互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障協約を実施するための行政協定も、当然日米兩國民間の親善を助長するものでなければなりません。かかるに、本法案は、伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意圖するところは、駐留軍の威臣によつて、土地、建物等の使用または收用を暗黙のうちに強制せんとする結果となるのであります。

○連合閣による日本の占領は、明後二十八日平和協約の効力発生とともに終了し、徹底に基く施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つてその後は、合衆国軍隊による施設、区域の使用は、それの政府が平和協約、安全保障協約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基いて新たに発足すべきものであることは、行政協定第二條に明記せられたところであつて、日米安全保障協約は、集団安全保障という兩國の共通の利益のために、互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障協約を実施するための行政協定も、当然日米兩國民間の親善を助長するものでなければなりません。かかるに、本法案は、伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意圖するところは、駐留軍の威臣によつて、土地、建物等の使用または收用を暗黙のうちに強制せんとする結果となるのであります。

○連合閣による日本の占領は、明後二十八日平和協約の効力発生とともに終了し、徹底に基く施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つてその後は、合衆国軍隊による施設、区域の使用は、それの政府が平和協約、安全保障協約及び行政協定に基いて有する権利を條件として、両政府間の合意に基いて新たに発足すべきものであることは、行政協定第二條に明記せられたところであつて、日米安全保障協約は、集団安全保障という兩國の共通の利益のために、互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障協約を実施するための行政協定も、当然日米兩國民間の親善を助長するものでなければなりません。かかるに、本法案は、伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意圖するところは、駐留軍の威臣によつて、土地、建物等の使用または收用を暗黙のうちに強制せんとする結果となるのであります。

以下、反對のおもなる理由の二、三を申しますならば、第一には、土地に關する限り、ことさらに鬼面人を驚かすことが、かかる法律によらずとも、現行の土地收用法をもつて十分目的を達することができるものであります。政府は、駐留軍の存在が臨時的、一時的のものであるから、その前提に立つて本法案をつくつたと言うのであります。ところが、もちろん、われわれもまた、わが國の国力が充実し、國際情勢の好転を断るとともに、わが國の自衛態勢を確立して、一日も早く駐留軍の引揚げを希望し、名実ともに独立を完成したいと念願するものであります。政府の施策は、かかる國策の根本方針に對しても無為、無策、無定見であつて、今日の状態をもつては、いつの日に駐留軍を必要としなくなるか、前述の見込みはまつたく五里霧中であります。従つて、本法第九條、第十條等において、土地等の使用期間を一箇年ごとに契約することがときは突情に即せざる規定であつて、政府がかつて一年と決定しておきながら、使用期間の更新の結果、三年以上にならなければ、所有者から收用の請求があつても、これを受けないといふことがござります。所有者または使用者に對し不当な

る権利の侵害といわねばなりません。ことに一時的、臨時的と称しながら、本法案の名称を臨時措置法としない、特別措置法と名づけておられるを見て、本法の適用期間が相当長期にわたることを政府みずから認めている証據であります。さらに政府は、土地收用法は土地の收用を主とし、使用を従として規定しているが、駐留軍の要請は使用を主とし、收用を従とするがゆゑに本法制定の必要があると言つておりますが、合衆國軍隊の駐留が何年続くかわからぬ現状においては、土地等の所有者または使用者の身にとつては、使用も收用も大差ない結果となるのであつて、これは何らの理由にもならないのであります。また本法第三條には、「土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することが出来る。」と規定しておりますが、適正かつ合理的であることを何人が決定するか、いかなる手続によつて現在合衆國軍隊に施設及び区域が提供されつつあるかを知るならば、この規定は單なる空文にひとしいことがわかるのであります。(拍手)すなわち、独立と

ともに徵発方式による施設の使用をやめて、兩國政府の合意によることとし、発効前に予備作業班をして檢討せしめ、予備作業班で解決できなかったものは合同委員会に引繼いで、九十日以内に完了させることとし、この合同委員会は日米兩國政府代表各一名で組織せられ、各代表者の下部機關として、一名または二名以上の代理及び職員団が設けられ、さらに所要の補助機關及び事務機關を置くこととなつております。これらの予備作業班または合同委員会のとりきめが行われたとき、これをくつがえすことがきわめて困難なるのみならず、かりにこれが可能としても、これを決定する者は結局において総理大臣であつて、駐留軍のために土地、建物等を使用した後、收用する者と、それが適正かつ合理的であるかと判定する者が同一人であるといふ結果になるのであります。さらに最も重要なことは、本法と農地との關係であります。現在駐留軍に使用されている民有地は一億四千五百万坪に及んでおります。さらに今後、合衆國軍隊の移動や新兵營の出現によつて、新たな演習地や射撃場を要求されるかもしれません。これがため農地または開拓地を接收される事態が生ずるのではないかと、關係農民の不安と動搖はかり知れないものがあるものであります。終戦以來、莫大なる國費と、血のじむ努力をつぎ込んで、ようやく營農の道を見出し、開拓地を墳墓の地と定めて食糧増産にいそしんでいる農民に對し、本法の成立は多大の不安と恐怖を與へずにはおけません。ことに駐留軍の射撃場については、特殊の恐怖を附近農民に與へているのであつて、かつての日本軍は一発必中の狙撃に熟練することを目標としたのであります。今日の米軍においては、物質本位のやり方で、一分間にできるだけ多数の弾丸を射撃するという射撃方法を目標としておりますから、自然流彈の被害もはなはだ多く、接收地外においても、近傍の農民は安んじて農耕に従事することのできない实例もあるものであります。

また本法第三條には、「土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することが出来る。」と規定しておりますが、適正かつ合理的であることを何人が決定するか、いかなる手続によつて現在合衆國軍隊に施設及び区域が提供されつつあるかを知るならば、この規定は單なる空文にひとしいことがわかるのであります。(拍手)すなわち、独立と

また昭和三十三年、米軍が富士の裾野に演習場をつくりましてから、ブルトーザーで付近一帯を掘り返したために、立木も芝生もなくなつて、山村の農民は炭を焼くこともできず、たちまち生業に窮したのであります。当時、離作料は出すが、立木の損害は接收が解除になつた後でなければ支拂えないといふので、長い間問題になつており

ました。これは最近特別の措置として、立木の補償の中間拂いをして一応解決いたしました。しかし、かかる矛盾は、本法草案によつても、いささかも解消されておらないのであります。最後に本法最大の欠陥は、附則二において、現に駐留軍の使用している土地、建物等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお必要があるときは、さらに六箇月までこれを使用することができるといふ規定であります。この規定は、二つの異なる誤りを犯しております。その一つは、國民の私有権をかつてに六箇月間侵奪せんとするものであり、他の一つは、ラスタ・岡崎兩代表の交換公文の末尾の條項を一方的に國內法で廢棄せんとする國際信義の責任をいかにするかと、いふ問題であります。

これを要するに、かかる法案の出現は、行政協定の不手ぎわの結果であつて、他の國內法との關連においても、木に竹を懸いたような支離滅裂の法文が多く、かくては國民に、依然として占領の延長であるかのごとき感を生ぜ、いたづらに對米感情を悪化せんとする動向に好餌を與ふる結果となるのであります。ゆゑに、私は、條約上の義務を履行するには、土地については

また昭和三十三年、米軍が富士の裾野に演習場をつくりましてから、ブルトーザーで付近一帯を掘り返したために、立木も芝生もなくなつて、山村の農民は炭を焼くこともできず、たちまち生業に窮したのであります。当時、離作料は出すが、立木の損害は接收が解除になつた後でなければ支拂えないといふので、長い間問題になつており

ました。これは最近特別の措置として、立木の補償の中間拂いをして一応解決いたしました。しかし、かかる矛盾は、本法草案によつても、いささかも解消されておらないのであります。最後に本法最大の欠陥は、附則二において、現に駐留軍の使用している土地、建物等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお必要があるときは、さらに六箇月までこれを使用することができるといふ規定であります。この規定は、二つの異なる誤りを犯しております。その一つは、國民の私有権をかつてに六箇月間侵奪せんとするものであり、他の一つは、ラスタ・岡崎兩代表の交換公文の末尾の條項を一方的に國內法で廢棄せんとする國際信義の責任をいかにするかと、いふ問題であります。

また本法第三條には、「土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することが出来る。」と規定しておりますが、適正かつ合理的であることを何人が決定するか、いかなる手続によつて現在合衆國軍隊に施設及び区域が提供されつつあるかを知るならば、この規定は單なる空文にひとしいことがわかるのであります。(拍手)すなわち、独立と

また昭和三十三年、米軍が富士の裾野に演習場をつくりましてから、ブルトーザーで付近一帯を掘り返したために、立木も芝生もなくなつて、山村の農民は炭を焼くこともできず、たちまち生業に窮したのであります。当時、離作料は出すが、立木の損害は接收が解除になつた後でなければ支拂えないといふので、長い間問題になつており

ました。これは最近特別の措置として、立木の補償の中間拂いをして一応解決いたしました。しかし、かかる矛盾は、本法草案によつても、いささかも解消されておらないのであります。最後に本法最大の欠陥は、附則二において、現に駐留軍の使用している土地、建物等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお必要があるときは、さらに六箇月までこれを使用することができるといふ規定であります。この規定は、二つの異なる誤りを犯しております。その一つは、國民の私有権をかつてに六箇月間侵奪せんとするものであり、他の一つは、ラスタ・岡崎兩代表の交換公文の末尾の條項を一方的に國內法で廢棄せんとする國際信義の責任をいかにするかと、いふ問題であります。

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基つて行政協定の實施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案 六五六

現行の土地收用法により、建物その他の施設については簡單なる便法を講ずることが日米兩國の和解と信頼を深めゆえんかりと信じ、あえて本法案に反対するものであります。(拍手)

○農長(岩本信行君) 受田新吉君

○受田新吉君 受田新吉君

○受田新吉君 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に対し、断固反対の意思を明らかにしたのであります。

御承知の通り、日本国と米国の間に行政協定が締結されます以前から、土地、建物その他の施設の使用、

接收は重大な問題として、全国民法觀的となつておつたのであります。が、これは被占領下のやむを得ない現象として、好むと好まざるにかかわらず、容認しないわけには参らなかつたのであります。すなわち、すでに駐留軍によつて使用、接收されました土地、建物等は全国で広大な面積に及び、特にこれが農地、開拓地及びそれに行属するところの民家の場合には、食糧増産はもちろんのこと、被接收農家に致命的な打撃を與えるものとし

て、関係農民等は必死の反対をして参つたのであります。講和協約はすでに効力を発せず、行政協定のとりきめもいまだ決定されない当時といたしましては、関係者もただ涙をのんでこれに従うほかなかつたのであります。われわれもまた、全国民を代表するところの国会議員として、すべては行政協定によつて解決せられ、対日平和協約の基本となつた平等の精神によつて必ずや適切妥當な措置が講ぜられるものと、唯一の期待を行政協定にかけておつたのであります。民心に多大の不安を與え、国民感情をいたすらに刺激すること、行政協定締結までの一時的現象として、ただ耐え忍んで参つたのであります。

ところが、いよ／＼締結されました行政協定は、われ／＼の期待をみごとに裏切つたのであります。その締結にあたりまして、われ／＼は、同協定が日本国民の所有する諸権利に著しく制約を與えるばかりでなく、協定全般を通じて、まったく屈辱的な内容に終始してゐる点を強く指摘し、しかも協定締結にあつたのは、当然の最高機関である国会によつてその承認を得なければならぬにもかかわらず、政府がかつてに協定を結んだことは、国民の忠実な公僕であるべき行政府のとるべき態度ではなく、明らかに憲法に違反する行為でもありまゝるので、われわれは政府の反省を促すとともに、憲法違反の行政協定締結に断固反対いたして参つたのであります。

ところが、政府は、われ／＼のこの正当な要求に応ずることもなく、憲法違反の疑義さえ存在するこの協定を遂に締結し、国民の期待を完全に裏切り、吉田屈辱外交の真価を遺憾なく発揮したのみでなく、今またその屈辱協定の上に立つて、国民の所有する土地、建物等を合衆国軍隊の使用に提供するための本法律案を提案いたしました。屈辱の上に屈辱を重ねようとしたしこ／＼しておりますことは、不可解きわまりません。この法律案の基礎となつております行政協定そのものが国民の意思を何ら反映せず、むしろ国民の強い非難を浴びております以上、その上に立つて立案された本法律案のごときは、審議すること自身がむだであるといわなければならないのであります。まして、われ／＼は、ここにおいて

次に、法案の内容にもまたきわめて非民主的かつ不合理な点が多々見受けられるのであります。すなわち、土地、建物等の使用、接收にあつては、異議の申立てどころか、不服の申立てすらできないという、まったく一方的な方法によつてこれが行われるのであります。そも／＼国民の財産権の保護は、新憲法の第二十九條によつて明らかに保障されておるのであります。これを一方的に接收するなどということ

は、独立国として最も恥ずべき行為であり、規定であるといわなければなりません。また一時使用の場合、土地その他の施設が著しく原形からかざられてしまひましても、これを原形に直さず、そのまま返還される場合もあり、結論において、接收あるいは使用されたいものは、流離入りするはかないという法律が、一体この独立国に存在するのでございませうか。われ／＼は、どうして駐留軍が必要とする施設をあえて提供しないというのではなくて、その場合最も民主的な方法で、関係者がすべて納得できるようにしてこれを提供すべきであると信じてるのであります。

す。すでに本院におきまして再三取上げられましたごとく、全国で接收され

た、法案の内容にもまたきわめて非民主的かつ不合理な点が多々見受けられるのであります。すなわち、土地、建物等の使用、接收にあつては、異議の申立てどころか、不服の申立てすらできないという、まったく一方的な方法によつてこれが行われるのであります。そも／＼国民の財産権の保護は、新憲法の第二十九條によつて明らかに保障されておるのであります。これを一方的に接收するなどということ

は、独立国として最も恥ずべき行為であり、規定であるといわなければなりません。また一時使用の場合、土地その他の施設が著しく原形からかざられてしまひましても、これを原形に直さず、そのまま返還される場合もあり、結論において、接收あるいは使用されたいものは、流離入りするはかないという法律が、一体この独立国に存在するのでございませうか。われ／＼は、どうして駐留軍が必要とする施設をあえて提供しないというのではなくて、その場合最も民主的な方法で、関係者がすべて納得できるようにしてこれを提供すべきであると信じてるのであります。

す。すでに本院におきまして再三取上げられましたごとく、全国で接收され

た、法案の内容にもまたきわめて非民主的かつ不合理な点が多々見受けられるのであります。すなわち、土地、建物等の使用、接收にあつては、異議の申立てどころか、不服の申立てすらできないという、まったく一方的な方法によつてこれが行われるのであります。そも／＼国民の財産権の保護は、新憲法の第二十九條によつて明らかに保障されておるのであります。これを一方的に接收するなどということ

は、独立国として最も恥ずべき行為であり、規定であるといわなければなりません。また一時使用の場合、土地その他の施設が著しく原形からかざられてしまひましても、これを原形に直さず、そのまま返還される場合もあり、結論において、接收あるいは使用されたいものは、流離入りするはかないという法律が、一体この独立国に存在するのでございませうか。われ／＼は、どうして駐留軍が必要とする施設をあえて提供しないというのではなくて、その場合最も民主的な方法で、関係者がすべて納得できるようにしてこれを提供すべきであると信じてるのであります。

す。すでに本院におきまして再三取上げられましたごとく、全国で接收され

または接収を予定されております。農地
や開拓地は約一萬五千町歩になん／＼
としておりまして、そのため、農民、
特に開拓者の生活は根柢から脅されて
いる現状であります。開拓者が長い間
嘗々と築き上げました、その血と汗の
結晶の土地を、今ここで接収し使用す
るがごときは、人道にもとる行為と
いわなければならぬのであります。し
かるに、被占領下であるがゆえに、た
だ黙つてその農地を提供し、講和発効
とともに必ず土地が返つて来ることを
信じて待つておりました開拓民に、今
與えられたものは、農地でなくして、
その農地を一方的に取上げるというこ
の法律案なのでございます。

われ／＼は、日本経済の独立が経済
の自立にあり、経済自立の大前提は
食糧生産の増大にあると思つてあり
まして、農地の接収は、この国策に反
するところの最大なものにはかならな
いのであります。また私有財産の接収
によつて微妙なる国民感情が生れま
すならば、せつかく平和條約によつて日
米間の修好状態が回復しようとするこ
の際、この一点からその修好状態がく
つがえされるという危険すらあると思
ふのであります。われ／＼は、日本の
完全な独立を急願いたしまして、あら
ゆる諸外國との親善によつて世界永遠

の平和樹立を企願し、これを最大目標
としておりますがゆえに、以上申し上げ
ました理由に基きまして、本法律案
に對して断固反對せざるを得ないので
あります。(拍手)
なお最後に、吉田自由党内閣は、こ
こにきめて非民主的な方法によりまし
て、引續きかかる法律案を国会に提出
いたしましたして、その特種性を遺憾なく
發揮しつゝあるというところは、今や民
心の離れた、まさに風前のともし火の
前にありますところの自由党の性格を
遺憾なく露呈したものといたしまし
て、今後自由党代議士諸君の前に厳正
な審判が下されるであらうことを、こ
こに一宮御注意申し上げまして、本法
案反對の討論を終りたいと思つてお
ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 池田峯雄君。
〔池田峯雄君登壇〕

○池田峯雄君 われ／＼日本共産党
は、本法律案に絶対反對であります。
日本国民は、占領下、多くの農地、
多くの建物を——のために奪われた
のである。大部分の国民は、占領下だ
からしかたがない、講和になれば返し
てもらえろと思つてあきらめていた。

しかし、それはまつたくむなし希望
であつた。——はそのまま居る
のであります。半永久的に日本を——
するのであります。本法律案は、その引
續き駐屯するアメリカ軍隊のために、
日本人の土地や建物を強制的に收用せ
んとする法律なのであります。これま
で、一部の国民は、あまりの仕打ちに
憤激しながらも、——の命令だか
ら、政府もまごうことを聞かなかけれ
ばならぬだらう、しかたがあるまい、
こう思つていた。ところが、今度は、
政府がみずから日本の法律で、アメ
リカの兵隊のための土地や建物を無慈悲
に強制收用するのであります。これが
この法律なのであります。

農林省では、全国農民の激烈な反對
運動を緩和するために、被接収農家總連
一町一反のものに對し二百万円の補償
をする、全国新聞にこういふ発表
いたしました。しかし、これはまつたく
虚偽の宣伝であります。当の責任者で
ある岡野國務大臣は、昨日私の質問に
答へまして、そんなことは、いまだか
つて閣議にかけられたこともございま
せん、私も存じておりません、こう答
弁しているのであります。まさにこれ
は、まつたくあの廣川たけき和尙の放
言の最も悪質なものだといわなければ
ならないのであります。(拍手)

さて、こうして、はかりしれない無
数の農民の犠牲の上につくられた軍事
基地及びその周辺で、われ／＼は一本
何を見ることができるのであらうか。
アメリカの軍人に春を売る数限りない
パンパンの群れであり、B二九の墜落
によつて焼失、破壊した無残な部落
の姿であり、王者のごときアメリカの
兵隊にこき使われる奴隷のような日本
人労働者の姿である。農地は踏み荒さ
れ、何人かの農民は、実弾射撃演習の
ために現に殺されているではないか。
ここでは、すでに防空訓練が行われ、
準戦時体制に入つておる。毎日この基
地から飛び立つ飛行機は、朝鮮に爆弾
を運んでおる。こうした基地がある限
り、国民の頭上に爆弾や焼夷弾が再び
降り注ぐであらう。

こうした基地をそのまま放置し、さら
に無制限に拡大し、増加しようとする
條約が、どうして安全保障條約なので
あるか。どうして平和條約なのか。こ
んな條約に基いたこの法律に對して、
どうしてわれ／＼は賛成することがで
きるでありましようか。(拍手)だか
ら、今や全国の農民は、基地のための
農地の接収に對し、猛烈なる反對運動
に立つております。この基地周辺にお
ける農民の合言葉は、ヤンキー・ゴー・
ホームということなんだ。だから、こ
の闘いは、必然的に吉田政権打倒、阿

協約放棄の闘いに発展せざるを得ない
のである。政府は今破壊活動防止法案
を国会に上程しているが、実にこの基地
反對の闘争を中心とする平和と完全独
立のための闘いを弾圧するためにこの
破壊活動防止法案を提出しておること
は、まつたく明らかなことなのである。
しかし、これらの闘いを力によつて
弾圧することは絶対に不可能でありま
す。日本人の血潮は、アメリカのため
に土地をとられることに對して無條件
に反発し、本能的に熱い高鳴りをもつ
てたえるのである。民族の誇りを失
つたやつばらに對して、限らない憤り
をもつて立ち向かうのである。私もまた
民族の誇りをもつて、アメリカに墳墓
の地をとられる者の憤りをもつて、
この法律に反對するものであります。
(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論
は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報
告は可決であります。本案を委員長の
報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号 日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件

健康保険再建整備資金貸付法案 六五八

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件

○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件を議題とする。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長(仲内憲治君)。

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件

十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件に關する報告書〕

〔仲内憲治君登壇〕

○仲内憲治君 たいへん議題となりまして、日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本協定案は、四月十四日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、十六日、二十三日及び二十六日の三回にわたり委員会を開き、慎重審議いたしました。

政府当局の説明によりますれば、連合国及びその国民の財産の返還及び補償については平和條約第十五條(a)に規定が設けられており、また補償の実施のため連合国財産補償法が第十二回臨時国会において可決され、法律として公布されております。しかし、この場合、政府で平和條約及び連合国財産補償法の規定に従つて連合国財産の返還または補償に關し措置をとりまして、当該連合国がこれに満足しないため紛争が生ずることのあることが予想されるのであります。そこで、平和條約第二十二條は、同條約の解釈または実施に關する紛争の解決について、特別請求権裁判所への付託または他の合意された方法によることを予想しておるのであります。この協定案は、これら紛争を、日本国政府が任命する委員一人、当該連合国政府が任命する委員一人及び両政府の合意によつて任命される第三の委員の三人の委員からなる委員会に付託して解決するための手続を設けることを目的としており、この協定は、平和條約に關合した連合国のうち希望するものと締結することになつております。なお連合国財産補償法においては、日本政府と当該請求権者の所屬する国の政府との間に特別の協定がある場合には、再審査のため設置される連合国財産補償審査会に対する再審査請求に関する規定を適用しないこととなつておることとありました。

次に、本件につき委員と政府当局との間に質疑応答が行われましたが、その詳細については委員会會議録により御了承願ひたく、そのうち政府側の応答において注目すべき二、三の点をあげますれば、一、連合国財産補償法により補償を受ける連合国は、四十八箇国のうちごく一部であつて、おもなる利害關係国はイギリス、アメリカ、オランダの三国であり、おそらくこの三国とは当委員会の設置を見ることとなるであろうが、その他の国との關係においては、利害關係はきわめて少ないので、委員会の設置までに至らなくて済むであろう。二、連合国財産補償法により補償を受け得る連合国人については種々限定されており、大体戦時中敵国人として行動の自由を束縛された人の財産または戦時中日本政府がとつた戦時特別措置の對象になつた財産についてだけ補償をすることとなつており、かつ返還と補償の問題は、過去六年以上の占領管理期間中、連合国總司令部の指令に基いて大部分解決済みである。三、連合国財産補償金の総額は大体二百七十億円で、米國約百五十億、イギリス約八十億、その他の國約四十億と推定され、一會計年度で百億円を見積られておる。四、本協定は

いまだ協定案にすぎないが、米國、イギリス、オランダ等の利害關係の深い連合国の間に十分な意見の交換が行われ、そのために意外の時日を要し、ここに最後の妥結に達したわけであるので、これ以上協定案の内容につき変更があるようなことは予想されない等の点でありました。

続いて討論に入り、自由党北澤委員、改進黨並木委員、日本社会党戸叶委員からそれら賛成の意見が述べられ、日本共産党林委員から反対の意見が述べられ、討論を終結の後採決に入り、本件は賛成者多数をもつて原案の通り外務委員会において承認すべきものと議決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本件は委員長の報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

国民健康保険再建整備資金貸付法案(内閣提出)

○議事録 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣

国民健康保険再建整備資金貸付法案(内閣提出)

提出、国民健康保険再建整備資金貸付法案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その答復を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国民健康保険再建整備資金貸付法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員理事西四郎君。

国民健康保険再建整備資金貸付法案

法

目的

第一條 この法律は、国民健康保険の保険者の診療報酬の未拂を解消し、国民健康保険事業の再建整備を助成するため、保険者に対し、長期かつ低利の資金を貸し付けることを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

昭和二十七年四月二十六日 衆議院会議録第三十六号 国民健康保険再建整備資金貸付法案

未收保険料 昭和二十六年年度未だに調査決定した保険料

(国民健康保険料を含む)以下同じで、昭和二十七年五月三十一日までに収納することができなかつたものをいう。

二 未拂診療報酬 昭和二十六年年度未だに支拂義務が生じた診療報酬債務(診療報酬債務の支拂に充てた他からの借入金その他診療報酬債務に代るべき債務を含む。以下同じで、昭和二十七年五月三十一日までに支拂うことができなかったものをいう。

三 一般会計繰入金 保険者が市町村若しくは特別区又はこれらの組合(以下「市町村」という)である場合においては、その一般会計から当該市町村の国民健康保険特別会計への繰入金を、

保険者が国民健康保険組合である場合においては、市町村が当該組合に対して交付する補助金を、

保険者が国民健康保険を行つた法人である場合においては、その一般会計から当該法人の国民健康保険特別会計への繰入金及び市町村が当該法人

法人に対して交付する補助金をいう。

四 受診率 一年度間における受診件数(国民健康保険の被保険者が、療養の給付又は療養費の支給を受ける場合における診療の件数をい、診療の期間が二箇月以上にまたがるときは、これを一件とし、その期間が二箇月以上にならざる時は、これを各月ごとに一件とする)の、当該年度における各月末の被保険者数の平均数に対する割合をいう。但し、一年度間における国民健康保険事業(以下「事業」という)実施の期間が一年に満たない場合においては、その期間における受診件数の、当該期間における各月末の被保険者数の平均数に対する割合を、当該期間の月数で除し、これに十二を乗じて得た割合をいう。

五 保険料収納割合 調査決定した保険料の額のうち収納した金額の、当該調査決定した保険料の額に対する割合をいう。

第三條 政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施して

いた被保険者で、未收保険料があるもののうち、左の各号に掲げる要件を具備するものに対し、未拂診療報酬の支拂に充てさせるため、昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの間、毎年度予算の範囲内において、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があるとき、

認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない被保険者に対しても、同様とする。

一 貸付金の貸付を受ける年度(以下「貸付年度」という)の前年度における調査決定した保険料の額と一般会計繰入金の額との合計額の、療養の給付に要した費用(療養費を含む。以下同じ)の額に対する割合が、百分の五十五以上であること。

二 貸付年度の前年度における受診率が、百分の五十以上であること。

三 貸付年度の前年度における一部負担金の額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十以下であること。

四 昭和二十七年年度における貸付については、昭和二十六年年度における保険料収納割合が、百分の七十以上であること。

五 昭和二十八年年度における貸付については、昭和二十七年年度における保険料収納割合が、百分の八十以上であり、且つ、当該被保険者が昭和二十七年年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、昭和二十六年度における保険料収納割合より、第四條第一項に定める級において一級以上向上したこと。

六 昭和二十九年年度における貸付については、昭和二十八年年度における保険料収納割合が、百分の九十以上であり、且つ、当該被保険者が昭和二十八年年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十七年年度における保険料収納割合より、二級以上向上し、当該被保険者が昭和

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 国民健康保険再建整備資金貸付法案

二十七年年度において貸付金の貸付を受け、昭和二十八年年度においてこれを受けなかつたものであるときは、昭和二十八年年度における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十六年年度における保険料収納割合より、二級以上向上したことに

貸付年度の 前年度にお ける保険料 収納割合	級				貸 付 金 額
	一	二	三	四	
百分の七十 未満	百分の七十 以上	百分の七十 以上	百分の八十 未満	百分の八十 以上	昭和二十七年 度
百分の七十 未満	百分の七十 以上	百分の七十 以上	百分の八十 未満	百分の八十 以上	昭和二十八年 度
百分の七十 未満	百分の七十 以上	百分の七十 以上	百分の八十 未満	百分の八十 以上	昭和二十九年 度

(貸付金額)
第四條 前條の規定による貸付金の額は、未收保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認められる額の百分の五十に相当する金額(以下「貸付対象額」という。)を基準とし、左表に定めるところによる。

2 同一の保険者が昭和二十七年
度から昭和二十九年年度までの間に
いて貸付を受ける貸付金の合計額
は、貸付対象額をこえることがで
きない。

(分割交付)
第五條 第三條の規定により昭和二
十七年度又は昭和二十八年年度にお
いて貸し付ける貸付金は、貸付金
の貸付を受ける保険者の申請によ

り、昭和二十九年年度までの各年度
において分割して交付することが
できる。(申請)
第六條 第三條の規定により貸付金
の貸付を受けようとする保険者
は、都道府県知事を経て、厚生大
臣に申請書を提出しなければなら
ない。
(未拂診療報酬の支拂)
第七條 保険者は、貸付金の貸付を
受けたときは、遅滞なく、当該貸
付金の額と、当該貸付金の額か
ら当該年度内において既に支拂つ
た未拂診療報酬の額を控除した額
との合計額に相当する額以上の未
拂診療報酬を支拂わなければならない。

2 保険者は、前項の規定により、
未拂診療報酬を支拂つたときは、
遅滞なく、都道府県知事を経て、
その状況を厚生大臣に報告しなけ
ればならない。
(貸付条件)
第八條 貸付金の償還期限は、貸付
金の貸付を受けた年度の次年度か
ら十年(据置期間を含む)以内と
し、年利六分五厘の元利均等年賦
の方法により、政令の定めるところ
により、償還するものとする。

但し、貸付を受けた保険者は、い
つでも繰上償還をすることができ
る。(申請)
2 貸付金の据置期間は、五年以内
とする。
(年賦金の支拂納付)
第九條 政府は、災害その他特別の
事由により年賦金の支拂が著しく
困難となつた保険者に対し、その
年賦金の支拂を猶予することがで
きる。

2 前項の規定により、年賦金の支
拂の猶予を受けようとする保険者
は、都道府県知事を経て、厚生大
臣に申請書を提出しなければなら
ない。
(貸付金の一時償還)
第十條 政府は、貸付金の貸付を受
けた保険者が、左の各号の一に該
当する場合には、第八條第一項の
規定にかかわらず、当該保険者に
対し、いつでも貸付金の全部又は
一部につき、一時償還を命ずること
ができる。
一 第六條の申請書に虚偽の記載
があつたとき。
二 第七條第一項の規定による未
拂診療報酬の支拂を怠つたと
き。

三 第七條第二項又は第十一條の
規定による報告を怠り、又は虚
偽の報告をしたとき。
四 年賦金の支拂を著しく怠つた
とき。
五 事業の内容が著しく低下し、
又は事業を休止し、若しくは廃
止したとき。
六 前各号に掲げる場合の外、正
当な理由がなくて契約の條項に
違反したとき。
(報告及び検査)
第十一條 厚生大臣は、必要がある
と認めるときは、貸付金の貸付を
受けた保険者に対して報告をさせ、
又はその職員をして、保険者
の事務所に臨み、貸付金の使途及
び償還その他必要事項につき、
実地の検査をさせることができ
る。
(委任)
第十二條 この法律の施行に関し、
厚生大臣の権限に属する事務で、
政令で定めるものは、都道府県知
事が行う。
例)
第十三條 政府は、昭和二十七年四

月二十六日 衆議院會議第三十六号 国民健康保険再建整備資金貸付法案

月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者又は事業を廃止した他の保険者の診療報酬支拂義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者に対し、前各條の規定により、貸付金を貸し付けることができ。但し、昭和二十七年七月一日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度に限り、貸付金を貸し付けることができ。

2. 前項の規定により、昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までとの間又は同年十月二日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対し、貸付金を貸し付ける場合において、第三條及び第四條の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第三條各号に掲げる事項に関するそれぞれ昭和二十六年年度又は昭和二十七年年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十六年

年度又は昭和二十七年年度における実績とみなすものとする。

3. 昭和二十七年七月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対する貸付金の貸付については、第三條第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同條第六号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、それぞれ変更して同條の規定を適用するものとし、その貸付金額については、昭和二十八年年度における貸付金にあつては、第四條第一項の表中昭和二十七年年度の欄を、昭和二十九年年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十八年年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

(適用除外)

第十四條 この法律による貸付金については、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第二十六條第二項及び第三十七條ノ六第二項の規定は、適用しない。

附則

1. この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2. 厚生省置置法(昭和二十四年法

律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十号の次に次の一号を加える。

六十の二 国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところにより、保険者に資金を貸し付けること。

第十四條第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、六号の次に次の一号を加える。

七 国民健康保険再建整備資金貸付法を施行すること。

国民健康保険再建整備資金貸付法案に対する修正案

国民健康保険再建整備資金貸付法案の一部を次のように修正する。

第八條第一項中(据置期間を含む。)を(当該次年度から三年間の据置期間を含む。に)に改め、同條第二項を次のように改める。

2. 貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の次年度から三年間とし、据置期間中は、無利子とする。

附則第一項を次のように改める。

1. この法律は、公布の日から施行する。

国民健康保険再建整備資金貸付法案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(江四郎君登壇)

○江四郎君 たい、ま議題となりました国民健康保険再建整備資金貸付法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

国民健康保険は、昭和十三年実施以來その重要性を認められ、現在保険者数約五万余、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、多くの保険者には診療報酬の未拂いがあり、事業の運営は決して容易ならぬ現状であります。よつて、この診療報酬の未拂いを解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため、資金を貸し付けようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる内容は、第一、昭和二十六年年度末までの未拂い診療報酬につき、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年年度から昭和二十

九年度までの三箇年間に貸付金を貸し付けること、第二は、貸付の要件として、保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であること、かつ保険料収納割合が年度ごとに次第に向上することを要件としたこと、第三は、貸付金については、五年以内のすえ置き期間を各五十年以内とし、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還すること等であります。

本法案は、三月二十五日、本委員会に付託せられ、同月二十七日政府より提案理由の説明を聴取した後、特に小委員会において慎重審議が続けられたのであります。その内容につきましては、速記録により御承知を願います。

二十五日質疑を終了し、本日の委員会において、非産党を除く各派共同提案の修正案が提出されたのであります。すなわち

国民健康保険再建整備資金貸付法案に対する修正案

国民健康保険再建整備資金貸付法案の一部を次のように修正する。

第八條第一項中(据置期間を含む。に)を(当該次年度から三年間の

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号 統計報告調整法案

六六一

<p>据置期間を含む。」に改め、同條第二項を次のように改める。</p> <p>2 貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の次年度から三年間とし、据置期間中は、無利子とする。</p> <p>附則第一項を次のように改める。</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>青柳委員より以上の修正案の趣旨弁明がありました。</p>	<p>次に、当該町村の予防衛生の向上に努めること、以上の希望を付して賛成の意見の表明があつたのであります。</p> <p>なお共産党を代表して河田委員より反対の意見が述べられたのであります。</p> <p>次いで、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、修正案は多数をもって可決すべきものと決せられたのであります。</p> <p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。</p> <p>〔異議なし〕と呼ぶ者あり</p> <p>○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。</p> <p>統計報告調整法案を議題といたしました。委員長の報告を求めます。内閣委員長八木一郎君。</p>	<p>組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項に規定する国の行政機関をいう。以下「行政機関」という。が、直接又は地方公共団体の機関を通じて、左に掲げる者に対し、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるものをいう。</p> <p>一 人又は法人その他の団体(地方公共団体及び政令で定める法人を除く。以下同じ)で、それらの総数が十以上となるもの</p> <p>二 政令で定める文教施設、医療施設その他の国家行政組織法第八條に規定する機関又は政令で定めるこれらに準ずる地方公共団体の機関で、それらの総数に、ともに報告の提出を求められる人又は法人その他の団体の総数を加えたものが十以上となるもの</p>	<p>一に該当する場合を除く外、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、統計委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、左に掲げる事項を記載した申請書を統計委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 当該行政機関の名称</p> <p>二 目的</p> <p>三 報告を求めるとする事項</p> <p>四 報告を求めるとする者の範囲</p> <p>五 報告を求めるとする期日又は期間</p> <p>六 徴集方法</p> <p>七 徴集を行う期間</p> <p>八 その他統計委員会が必要と認める事項</p> <p>3 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。</p> <p>(承認の基準)</p> <p>第五條 統計委員会は、前條の申請</p>
<p>次いで、修正案と原案を一括して討論に入り、改進黨を代表して賛成の表明があり、社会党を代表して副委員長より希望を述べたのであります。</p> <p>一、政府はすみやかに社会保険制度審議会の勧告に基き、国民健康保険組合の給付費に對し大福の国庫補助を断行すべきこと、二、国民健康保険組合の経営内容についてはすみやかに十分なる調査を完結し、その将来の運営についてはできるだけ統一あらしめるよう努力すること、三、貸付においては貸付條件たる保険料収納率は五〇〇に引下げて、当面の危機を救うとともに、保険者負担の大幅軽減をはかること、四、国保組合と保健所との連絡を</p>	<p>審議を進められんことを望みます。</p> <p>○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。</p> <p>統計報告調整法案(内閣提出)</p> <p>○福永委員 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、統計報告調整法案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。</p>	<p>統計報告調整法案</p> <p>統計報告調整法</p> <p>(目的)</p> <p>第一條 この法律は、統計報告の徴集方法、報告様式その他統計報告の徴集について必要な調整を行うい、もつて統計報告の作成に伴う負担を軽減するとともに、行政事務の能率化を図ることを目的とする。</p> <p>(この法律の運用)</p> <p>第二條 統計委員会は、この法律の運用に當つては、関係行政機関の権限を不当に侵害しないように留意し、もつぱら統計上の見地から、統計報告の徴集について調整を行わなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第三條 この法律において「統計報告」とは、国の行政機関(国家行政</p>	<p>第三條 この法律において「統計報告」とは、国の行政機関(国家行政</p> <p>第四條 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、左の各号の</p>	<p>第五條 統計委員会は、前條の申請</p>

書を受理したときは、左の基準によつてこれを審査しなければならない。

一 当該統計報告の徴集が統計技術的に合理的であること。

二 当該統計報告の徴集と既に統計委員会が承認した統計報告の徴集との間に調整の必要がないこと。

2 統計委員会は、前項の規定による審査の結果、申請に係る統計報告の徴集が同項各号の基準に適合していると認めるときは、すみやかに、当該統計報告の徴集について期間を定めて承認しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第六條 統計委員会は、統計報告の徴集について承認した場合に、前條第二項に規定する期間(以下「承認期間」といふ)及び承認番号を文書で当該行政機関の長に通知しなければならない。

2 統計委員会は、統計報告の徴集について承認しなかつた場合には、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

3 統計委員会は、第四條第一項各号に規定する統計報告の徴集を行

おうとする行政機関の長が希望するときは、その求めに依りて、当該統計報告に承認番号を與えることができる。

(承認期間及び承認番号の明示)

第七條 統計報告の徴集について承認を受けた行政機関の長は、当該報告様式にその承認期間及び承認番号を明示しなければならない。(統計報告の徴集の中止又は変更)

第八條 前條の行政機関の長に、当該統計報告の徴集を中止しようとする場合には、その旨を統計委員会に届け出なければならない。

2 前條の行政機関の長は、当該統計報告の徴集について変更しようとする場合には、変更しよとする統計報告の徴集について、新たに統計委員会の承認を受けなければならない。

(承認の変更)

第九條 統計委員会は、既に承認した統計報告の徴集が第五條第一項各号に規定する承認の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の旨に依りて承認し、当該統計報告の徴集について承認期間を短縮することができる。

3 統計委員会は、前項の規定により承認期間を短縮した場合に、理由を付した文書でその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。

(統計報告の徴集の中止又は変更の要求)

第十條 統計委員会は、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反する統計報告が徴集されていると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる。

2 統計委員会は、前項の行政機関の長が同項の求めに依りないときは、内閣総理大臣に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更について必要な措置を求めることができる。

第十一條 行政機関の長は、第六條第二項の規定による通知又は第九條第三項の規定による通知を受け

た場合において、その処分により当該行政機関の政策の実施が著しい支障を受けると認めるときは、内閣総理大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、不服の事由を記載した申立書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申立書を受理したときは、異議の申立に理由があるかどうかを裁決してなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決したときは、統計委員会に対し、適当な処置をすることを命じなければならない。

(適用除外)

第十二條 この法律の規定は、政令で定める行政機関が政令で定める事務に関して行う統計報告の徴集については、適用しない。

第十三條 この法律の実施に關し、統計委員会と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれを命ずる。

(施行命令)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に徴集方法及び報告様式が法令に基いて定められていた統計報告がこの法律施行後同一の徴集方法及び報告様式により徴集を行うものについては、政令で定める場合を除く外、当該行政機関の長は、この法律施行の日から三年間を限り、第四條第一項の規定にかかわらず、統計委員会の承認を受けずに、当該統計報告の徴集を行うことができる。

3 統計法の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号を同項第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 統計報告の徴集について調整を行うこと。

第六條の二第三号を同條第四号とし、同條第四号を同條第五号と

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号 国有財産特別措置法案外四件

し、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第 号)に基いて統計報告の徴集について承認すること。

第八條第一項に次の但書を加える。

但し、統計報告調整法の規定により統計委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

統計報告調整法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(八木一郎君登壇)

○八木一郎君 たいま議題となりました統計報告調整法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に報告いたします。

本法は、内閣に属する行政の一つとして、民間から直接または間接に求める各種の統計報告に必要なる調整を行い、民間側の負担軽減と行政の効率化をはからんとするものであります。しかし、この調整は、もっぱら統計技術上の見地から必要とする限度にとどめ、関係行政機関の権限を侵害しないように留意するとともに、異議申

立ての道も開かれておるのであります。また調整はすべての統計報告に及ぼされるものではなく、徴集方法や報告様式が法律または政令で定められているとき、並びに統計法に規定されている指定統計調査についてはいずれも適用を除外しており、その他行政機関の特殊な事情等により適用を除外すべきものについては政令に委任いたしておるのであります。なお、現に法令に基いて徴集方法及び報告様式を定めて徴集している統計報告は、政令で定める場合を除くほか、本法案施行後三年間は統計委員会の承認を要しないこととしたしておりますほか、統計法に所要の改正を行つております。以上が本法案の要旨であります。

本法案は、四月二日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を重ね、四月二十六日、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

起立。 (賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国有財産特別措置法案(内閣提出) 国民貯蓄債券法案(内閣提出) 設備輸出為替損失補償法案(内閣提出)

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、国有財産特別措置法案、国民貯蓄債券法案、設備輸出為替損失補償法案、塩専売法の一部を改正する法律案、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件、右五件を一括して議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国有財産特別措置法案、国民貯蓄債券法案、設備輸出為替損失補償法案、塩専売法の一部を改正する法律案、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件、右五件を一括して議題いたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長佐藤重直君。

国有財産特別措置法案 (目的)

第一條 この法律は、旧軍関係財産等の国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第三項に規定する普通財産(以下「普通財産」という。)を公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄與させるため、当分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。

(無償貸付)
第二條 普通財産は、国有財産法第二十二條第一項に規定する公共団体の所有する水道施設又は防波堤、岸壁等の臨港施設として公共の用に供するときは、当該公共団体に無償で貸し付けることができる。但し、臨港施設については、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)

の規定の適用を妨げるものではない。
2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に適用する。この場合において、国有財産法第二十二條第三項中「前項」とあり、又は同條第三項中「第一項」とあるのは、「国有財産特別措置法第二條第一項」と読み替へるものとする。

(減額譲渡又は貸付)
第三條 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において左に掲げる施設の利用に供するとき。
イ 医療施設及び保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定により設置される保健所の施設
ロ 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條に規定する社会福祉事業の利用に供する施設(以下「社会福祉事業施設」という。)

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條又は第九十八條に規定する学校(以下「学校」といふ)の施設
 ニ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一條第一項の規定により設置される公民館の施設
 ホ 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二條第二項に規定する公立図書館の施設
 ニ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二條第二項に規定する公立博物館の施設
 ト 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十七條第一項の規定により設置される公共職業補導所の施設
 チ 住民に貸貸する目的で経営する住宅施設
 ニ 国の施設する研究所、試験所その他が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で政令で定めるものについてその用途を廃止した場合において、当該施設の用に供していた財産を地方公共

団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。
 三 地方公共団体のうち、電源開発促進法(昭和二十五年法律第一号)施行の日から五年以内において同法第二條に規定する電源開発を行うため必要な施設の用に供するとき。
 四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人(以下「学校法人」といふ)又は社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人(以下「社会福祉法人」といふ)において学校又は社会福祉事業施設の用に供するとき。
 2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九條第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉事業法第五十六條第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

第四條 普通財産は、戦争又は地震、暴風、こう水等に因り著しい損害を受けた地方公共団体の代表者(以下「代表者」といふ)の指定するものにおいて学校教育法第一條に規定する小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の用に供するときは、当該地方公共団体のうち、時価からその七割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。
 第五條 普通財産は、左に掲げる場合においては、当該地方公共団体に對し、譲與することができる。
 一 地方公共団体から國に對し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、國が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体が公共の用に又は直接その用に供するとき、但し、寄附の際特約をした場合を除く。
 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際都道府県において事務、事業又は職員の仕事の用に供していた公用財産であつたものを、当該都道府県において引き続き当該用途に供しているとき。
 三 この法律施行の際地方公共団体のうち、戦争、引揚者又は保護を要する生活困窮者の收容施設(敷地を除く)の用に供しているとき。

前項第一号の規定により譲與する場合において、寄附された財産に對し國が有益費を著しく多く出しているときは、各省各庁の長(国有財産法第四條第二項に規定する各省各庁の長及び経済安定本部總裁をいふ。以下同じ)は、譲與を受けようとする地方公共団体に對し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するもの価額をあらかじめ納付させなければならない。
 (兼用規定)
 第六條 国有財産法第二十九條及び第三十條の規定は、第三條、第四條又は前條第一項第三号の規定により普通財産の譲渡、貸付又は讓與をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九條中「買受人」とあるのは、「譲渡、貸付又は讓與を受けた者」と読み替へるものとする。
 (條件附帯拂又は貸付)
 第七條 普通財産について水害、風害その他の災害の防除若しくは復旧又は土地の開拓、水面の埋立若しくは干拓その他の天然資源の開発事業を行おうとする者がある場合は、各省各庁の長は、政令で定

めることにより、事業者に對し事業の成功を條件としその財産の売却又は貸付の契約をすることができ。
 2 前項の契約をした場合においては、事業者は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると認めて定める期間中無償でその財産を使用し、又は収益することができる。
 3 各省各庁の長は、第一項の規定により売却又は貸付の契約をした場合において、その指定する期間内に事業者がその事業に着手しないときは、その契約を解除することができる。
 第八條 前條第一項の規定により売却又は貸付の契約をした場合において、同條第二項に規定する期間内に事業が成功しなかつたとき、土地又は水面の状況により支障がないと認めるときは、各省各庁の長は、事業者に對しその成功した部分につき当該契約に定める條項に準じて売却又は貸付をするることができる。
 (機械器具の処理の特例)
 第九條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬していた普通財産(以下「旧軍用財産」といふ)のうち

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 国有財産特別措置法案外四件

昭和二十七年四月二十六日、衆議院會議録第三十六号、国有財産特別措置法案外四件

六六六

<p>ち機械及び器具については、設備改善による企業の合理化を推進するため必要があると認められる場合には、政令で定める事業者に対して、その所有する老朽した機械及び器具とこれを交換することができ。</p> <p>2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の交換により国の取得した老朽した機械及び器具は、遅滞なく、くず化するものとする。</p> <p>4 前三項に定めるものの外、第一項の交換について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第十條 旧軍用財産は、大蔵大臣が特に必要があると認める場合には、その適当と認める者に管理を委託することができる。</p> <p>2 前項の規定による管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という)は、管理の目的を妨げない限度において、大蔵大臣の承認を受けて、当該旧軍用財産を使用し、又は収益することができる。</p>	<p>3 管理受託者は、その管理の委託を受けた旧軍用財産の管理の費用を負担しなければならない。</p> <p>4 管理の委託を受けた旧軍用財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。但し、その収益が前項の管理の費用を著しくこえる場合には、管理受託者は、そのこえる金額の範囲内で大蔵大臣の定める金額を国に納付しなければならない。</p> <p>5 前四項に定めるものの外、第一項の管理の委託について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(延納の特約)</p> <p>第十一條 普通財産を譲渡した場合において当該財産の譲渡を受けた者が弁済代金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることができる。但し、左に掲げる場合には、延納期限を十年以内とすることができる。</p> <p>一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人又は政令で定める重要産業に属する事業を営む者に譲渡する場合。</p>	<p>二 住宅又は宅地を現に使用している者に譲渡する場合。</p> <p>2 国有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に適用する。この場合において、国有財産法第三十一條第二項中「前項但書」とあり、又は同條第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有財産特別措置法第十一條第一項」と読み替へるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。</p> <p>2 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧法」という)は、廃止する。</p> <p>3 旧法第四條の規定は、この法律施行後も、昭和二十八年六月三十日まで、なおその効力を有する。</p> <p>4 旧法は、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)第四條の規定の適用については、この法律施行後も、引き続き、なおその効力を有するものとする。</p> <p>5 国有財産法の一部を次のように改正する。</p>
<p>第四十條を次のように改める。</p> <p>第四十條 創設</p> <p>大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第四項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に改める。</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正案(佐久間徹君提出)</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正</p> <p>国有財産特別措置法案の一部を次のように修正する。</p> <p>第三條第二項中「社会福祉事業法第五十六條第一項の規定により助成を行ふことができる場合の下に」又は生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第七十四條第一項若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六條の第二項の規定により補助を行ふことができる場合」を加える。</p> <p>7 生活保護法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十四條の次に次の一條を加える。</p>	<p>第七十四條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に適用する。</p> <p>8 児童福祉法の一部、次のように改正する。</p> <p>第四章中第五十六條の三の次に次の一條を加える。</p> <p>第五十六條の四 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に適用する。</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正案(宮原幸三郎君提出)</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正</p> <p>国有財産特別措置法案の一部を次のように修正する。</p> <p>第三條第一項中「岸壁等」を「岸壁、さん橋、上陸等」に改める。</p>	<p>第七十四條の二 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に適用する。</p> <p>8 児童福祉法の一部、次のように改正する。</p> <p>第四章中第五十六條の三の次に次の一條を加える。</p> <p>第五十六條の四 社会福祉事業法第五十六條第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項第四号及び同條第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた児童福祉施設に適用する。</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正案(宮原幸三郎君提出)</p> <p>国有財産特別措置法案に対する修正</p> <p>国有財産特別措置法案の一部を次のように修正する。</p> <p>第三條第一項中「岸壁等」を「岸壁、さん橋、上陸等」に改める。</p>

結したすべての補償契約についてのそれぞれの補償契約に係る対価を表示する外因通貨の額をそれぞれの補償契約の締結の日における外因通貨の額により換算して得た本邦通貨の額の合計額が、百億円をこえることとなつてはならない。

(補償料)

第四條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価を表示する外因通貨の額を当該契約の締結の日における外因通貨の額により換算して得た本邦通貨の額(以下「契約締結日における本邦通貨額」という。)に、当該契約の締結の日から当該契約に定められている損失確定予定日までの期間に応じ、外因通貨の相場の変動の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

第五條 補償契約に係る対価を表示する外因通貨の額を当該契約に定められている損失確定予定日(当該対価の全部又は一部が当該日前に受領されたときは、その受領された部分については、その受領の日)における外因通貨の額により換算して得た本邦通貨の額(以下「損失確定日における本邦通貨額」という。)が当該対価についての損失が発生したものとし、政府は、当該契約に基いて、その満たない額に相当する金額を補償する。

(為替利益の納付)

第六條 補償契約に係る対価についての損失確定日における本邦通貨額が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額をこえるときは、当該契約を締結した設備輸出者は、そのこえる額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(輸出信用保険法との関係)

第七條 補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關しその者が受ける損失の補償のための輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の規定による輸出信用保険の保険金を受けることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価(当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。)については適用しない。

第八條 第五條の規定による補償金の交付の時期並びに第四條の規定による補償料及び第六條の規定による納付金の納付の時期その他当該交付及び納付に關し必要な手続は、政令で定める。

(損失確定予定日の延期)

第九條 設備輸出者は、その締結した補償契約(当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年に満たないものに限る。)について損失確定予定日を延期しようとするときは、大蔵大臣に對し、その旨の申込をすることができ

る。2. 大蔵大臣は、補償契約について前項の申込を受けた場合において、必要があると認めるときは、その申込に應ずることができ、この場合において、その申込に應じた結果、当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年をこえることとなつてはならない。

(補償契約の解除)

第十條 補償契約に係る設備輸出の契約が当該補償契約を締結した設備輸出者の責に歸することのできない事由により解除された場合又は補償契約に係る対価を当該契約を締結した設備輸出者の責に歸することのできない事由により損失確定予定日までに受領するることができないことが明らかになつた場合においては、大蔵大臣は、当該補償契約の解除の申込に應ずることができ、

(外因通貨の売予約の禁止)

第十一條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価について外因通貨の売予約を行つてはならない。

(罰則)

第十二條 大蔵大臣は、設備輸出者がこの法律、この法律に基づく命令若しくは法の規定又は補償契約の條項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支拂わず、その全部若しくは一部を返還させ、又は補償契約を解除することができる。

第十四條 設備輸出者は、第五條の規定による補償金、第四條の規定による補償料若しくは第六條の規定による納付金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服があるときは、大蔵大臣に對し、その旨を申し立てることができ、

(不服の申立)

2. 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、大蔵省令で定める手続に従ひ、公開による聽聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならない。

(事務の一部委任)

第十五條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に關する事務その他この法律の規定に基き事務の一部を日本輸出入銀行に取任せることができ、

2. 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八條の規定にかかわらず、前項の事務を行ふことができる。

第十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十條(貸付借

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議録第三十六号 国有財産特別措置法案外四件

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三、二 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第号)に規定する補償契約に関する事。

第十四号に改める。

第十五、二 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第号)に規定する補償契約に関する事。

第十七号に改める。

第十九号に改める。

第二十号に改める。

第二十一号に改める。

第二十二号に改める。

第二十三号に改める。

第二十四号に改める。

第二十五号に改める。

第二十六号に改める。

第二十七号に改める。

第二十八号に改める。

第二十九号に改める。

第三十号に改める。

第三十一号に改める。

第三十二号に改める。

第三十三号に改める。

第三十四号に改める。

第三十五号に改める。

第三十六号に改める。

第三十七号に改める。

第三十八号に改める。

第三十九号に改める。

第四十号に改める。

第四十一号に改める。

第四十二号に改める。

第四十三号に改める。

第四十四号に改める。

第四十五号に改める。

第四十六号に改める。

第四十七号に改める。

第四十八号に改める。

第四十九号に改める。

第五十号に改める。

第五十一号に改める。

第五十二号に改める。

第五十三号に改める。

第五十四号に改める。

第五十五号に改める。

第五十六号に改める。

第五十七号に改める。

第五十八号に改める。

第五十九号に改める。

第六十号に改める。

第六十一号に改める。

第六十二号に改める。

第六十三号に改める。

第六十四号に改める。

第六十五号に改める。

第六十六号に改める。

第六十七号に改める。

第六十八号に改める。

第六十九号に改める。

第七十号に改める。

第七十一号に改める。

第七十二号に改める。

第七十三号に改める。

第七十四号に改める。

第七十五号に改める。

第七十六号に改める。

第七十七号に改める。

第七十八号に改める。

第七十九号に改める。

第八十号に改める。

第八十一号に改める。

第八十二号に改める。

第八十三号に改める。

第八十四号に改める。

第八十五号に改める。

第八十六号に改める。

第八十七号に改める。

第八十八号に改める。

第八十九号に改める。

第九十号に改める。

第九十一号に改める。

第九十二号に改める。

第九十三号に改める。

第九十四号に改める。

第九十五号に改める。

第九十六号に改める。

第九十七号に改める。

第九十八号に改める。

第九十九号に改める。

第一百号に改める。

特別価格で買ひ受けた塩を前項の用に供するため第四項の規定による公社の許可を受けて譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買ひ受けた塩を第五項の規定による公社の承認を受けて前項の用に供する者についても同様とする。

第二十九條第四項後段を次のように改める。

この場合において、左の各号の一に該当するときは、公社は、その塩を特別価格で買ひ受けた者から当該各号に掲げる金額を徴収する。

第二十九條第四項に第一号及び第一号として次のように加える。

一 特別価格で買ひ受けた塩をその目的を変更して第一項の用以外に供する場合又はこれを同項の用以外に供するため他に譲り渡す場合において、当該特別価格と前條第一項の売却価格との差額に相当する金額

二 第一項の化学製品の製造の用に供するため特別価格で買ひ受けた塩をその目的を変更して同項の流産物の塩蔵の用に供する場合又はこれを同項の流産物の塩蔵の用に供するため他に譲り

渡す場合においては、同項の化学製品の製造の用に供する者に充り渡す場合の特別価格と同項の流産物の塩蔵の用に供する者に充り渡す場合の特別価格との差額に相当する金額

第二十九條第五項中「塩がの下に」を「あらかじめ公社の承認を受けて」を、「対し」の下に「大蔵省令の定めるところにより、」を加え、「の五分の四に相当する金額の」とに相当する金額の範囲内で」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

塩専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めの件

左記普通財産を公共福祉用財産とする事について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三條の規定により、国会の議決を求め

記

一、所在

東京都千代田区麹町一丁目一番地

皇居外苑の一角(現千代田グラウンド)

二、区分数量

土地 四、五四八坪三二一

立木竹 一四八本

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めの件に関する報告書(最終号の附録に掲載)

〔佐藤重雄君登壇〕

○佐藤重雄君 たいま議院となりました五件につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず第一に、国有財産特別措置法案について申し上げます。この法律案は平和條約の発効に伴い、賠償指定国有財産の解除及び連合国軍の管理してある国有財産の返還が予想されますので、これに対処して、これら膨大な国有財産を公共の利益の増進、民生の安定、産業経済の振興等に有効適切に活用させるため、終戦後早急の際において、旧軍用財産等の応急的転活用を目的として制定された旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の趣旨をさらに拡充強化して、国有財産の処理の促進をはかるための特別措置

を講じようとするものでありまして、国有財産の無償貸付、減額譲渡または貸付、無償譲渡、條件付売却または貸付、機械器具の交換、管理の委託及び売却に代金の延納について国有財産法の特例を設けることとしていたしております。

この法律案につきましては、三月十二日、政府当局より提案理由の説明を聴取し、爾来、前後九回にわたつて質疑を行い、また四月十八日には地方行政、通商産業及び決算の各委員会と連合審査を行う等、慎重審議を重ねたのであります。質疑応答の詳報については速記録に譲ることいたします。

次いで、本案に關しましては、二十二日、自由党の佐久間徹君及び宮原幸三郎君よりそれぞれ修正案が提出せられました。まず佐久間徹君より提出された修正案の内容は、本法律案においては、国有財産を社会福祉法人に対して減額譲渡または貸付ができるのは災害復旧の場合に限られており、従つて、きわめてまれな場合しかこれが適用を見ることがないのではないかと考へられますので、これを改めまして、生活保護法または児童福祉法に基いて保護施設または福祉施設の修理、改造、拡張または整備の費用に對して都

道府県が補助することができる場合に ついても同様には減額課税または交付が できることとしたそうとするものであ ります。次に宮原三郎君より提出さ れました修正案の内容の第一点は、公 共団体に無償貸付ができる臨港施設中 に、さん橋及び上原を明記すること、第 二点は、交換機械器具の評価について も政令で定めることを明らかにすると ともに、その交換差金について返納の 特約ができるようにすること、第三点 は、この法律の施行が遅れた関係上、 社寺境内地処分中央審議会を再び設置 する規定を設けたことであります。

次いで、さらに質疑を続行の結果、 本二十六日討論に入りましたところ、 松尾トシ子君は社会党を代表し、また 高田富之君は共産党を代表してそれぞ れ反対の旨討論されました。

次いで、両修正案及び修正部分を除 く原案について採決いたしましたところ、 起立多数をもって本案は修正議決 されました。

第二に、国民貯蓄債券法案について 申し上げます。この法律案は、新たに 国民貯蓄債券を発行することにより浮 動購買力を吸収するとともに、これに よつて得た資金を、電源開発を中心と する資源開発及び経済再建に要する

産業の建設資金の一部に充てようとするものでありまして、その内容を簡略 に申し上げますと、第一に、この債券 は、政府が直接発行することとし、そ の発行については、毎年度純増が百億 円を越えない限度にと定めることとし ております。第二に、この債券の発行 による収入金は資金運用部資金として 管理することとし、発行及び償還に関 する経費は資金運用部特別会計におい て負担することとしております。第三 に、この債券は無記名式で、割引の方 法により充り出すものとし、額面金額 は一万円以下となっております。また 償還期限は五年といたしてあります が、発行後一定の期間を経過したものと しては、所持人の請求に応じて買 上げ償還ができるようにいたしてあり ます。最後に、この債券の売りさば き、償還、買上げ等に関する事務は主 として郵便官署で取扱うこととしたし ておりますが、相互銀行、信用金庫、そ の他政令で定める金融機関及び証券業 者も、大蔵大臣の委託を受けて売りさば き事務を取扱うことができることとい たしてあります。

代表して高田富之君はそれら反対の 旨討論されました。

次いで採決いたしましたところ、 起立多数をもって本案は原案の通り可決 いたしました。

第三に、設備輸出為替相損失補償法案 について申し上げます。本法律案は、 重要物資の輸入の確保に貢献する設備 輸出の促進をはかるために、設備を本 邦から輸出する者が外国為替相場の変 更に伴つて受ける損失を補償する制度 を確立しようとするものでありまし て、その内容を簡単に申し上げますと、 政府が為替相場損失を補償する契 約を締結することができると、その 設備輸出が重要物資の輸入市場を固 際收支上より有利な地域へ転換するこ とに役立つと認められるような場合に 限定し、なおこの場合、契約締結の限 定を百億円とし、契約期間は五年以内 といたし、これに伴いまして補償料、 補償契約に基く補償金の交付及び為替 利益の納付、補償契約の解除、補償契 約と輸出信用保険等との関係等につい て所要の規定を設けております。

本案につきましては、審議の結果、 本日討論に入りましたが、共産党を代 表して高田富之君は反対の旨を討論さ れました。

次いで採決いたしましたところ、 起立多数をもって本案は原案の通り可決 いたしました。

第四に、塩専売法の一部を改正する 法律案について申し上げます。この法 律案は、新たに鯨、にしん、その他政 令で指定する漁獲物の塩漬用塩につい て特別価格を設け、これらの塩漬関係 食品を低廉な価格で供給できるように いたそうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、 本日討論を省略の上採決いたしました ところ、起立多数をもって原案の通り 可決いたしました。

第五に、国有財産法第十三條の規定 に基き、国会の議決を求めの件につ いて申し上げます。現千代田グランド は真居外苑の一角にありまして、真居 外苑を公共福祉財産といたしました 際、普通財産として残されていたもの でありましたが、これを今回外苑の一環 として整備運営いたそうとして本案が 提出されたものであります。

本案につきましては、特に参事人の 意見を聴取し、審議の結果、本二十六 日質疑を打切り、討論に入りましたと ころ、島村一郎君は自由党を代表し、

また内藤友明君は改進黨を代表して、 それら希望條件を付し賛成の意を述 べられ、高田富之君は共産党を代表し て反対の旨討論されました。

次いで採決いたしましたところ、 起立多数をもって本件は可決されまし た。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) 討論の通告が あります。これを許します。深澤義守 君。

(深澤義守君登壇)

○深澤義守君(た) たいま上程になりま した五法案のうち、塩専売法の一部を 改正する法律案を除く四法案に對しま して、日本共産党を代表して反対討論 をいたします。

第一に国有財産特別措置法案であり ますが、本法案は、公共の利益の増進 と、民生の安定と、産業の振興等に国 軍用財産等の国有財産を有効適切に使 用することを目的としているものであ りまして、一旦反対の余地がないよう に見えるのであります。しかしなが ら、旧軍用財産は、日本国民が日本軍 国主義の権力によつて奪取された、血 と涙の結晶であります。従つて、この 国有財産は、国民に對して、日本の平 和的な再建のために、民生の安定及び

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 国有財産特別措置法案外四件

昭和二十七年四月二十六日、衆議院會議第三十六号、国有財産特別措置法案外四件

社会政策的施設のために、無償で国民に還元することが当然の措置であると考えらるべきであります。しかるに、先般政府が提出いたしましたところの、日本国とアメリカ合衆国との間の安保条約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有財産の臨時特例に関する法律案によりますれば、合衆国軍隊が必要とする場合においては無償でこれを提供し、その返還が行われた場合においても、原状回復及び補償の請求権を放棄するということになつてゐるのであります。

日本の独立を奪ひ、日本を戦争の危険に巻き込むところの外国軍隊に対しましては、このような優遇措置を興へておきながら、本法案においては、日本国民の医療施設や社会福祉事業施設、学校、公民館、図書館、博物館、職業指導施設、公営住宅等に使用する場合においてさえ時価評価をいたしまして、その五割以内を減額して譲り渡し、または貸し付けるようになつてゐるのであります。また戦争の犠牲を受けましたところの職業者及び引揚者、遺家族等が国有財産を住宅及び耕作地等に使用している場合において、これに対しまして終戦当時にかかのぼつて使用料を徴収し、拂下げに際しまして

も、時価評価によつての拂下げが行われてゐるのであります。このように、外国軍隊に対しましては優遇を興へ、日本国民に対しましては、かかのごとく冷遇をしてゐるのであります。これが和解と信頼の調和の姿であり、これが吉田内閣のいうところの自由と独立の姿であります。このように、外国軍隊に対しましては主人に仕える使用者のごとく、日本国民に対しましては奴隷に対する主人のごとき態度をもつて臨むのが吉田内閣の態度であります。本法案の趣旨もまたそこにあります。本法案の趣旨もまたそこにあります。国民の利益と幸福を念願するわれわれは、断じてこの法案に対して賛成することはできないのであります。

第二に、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求める件についてであります。本法案の、皇居外苑の一角四千五百数十坪にわたるところの範圍は、東京の千代田区役所の管理のもとに、千代田区の区営運動場として一般市民に使用されてゐるのであります。しかるに、この運動場を再び皇居外苑として還元しようとするのが本法案の趣旨であります。われわれは、皇居外苑は国民の広場として広く国民の集会や福祉のために

十分利用すべきものであると考へてゐるべきであります。民主日本の姿こそ、そういうぐあいに使用すべきであると考へるのであります。しかるに、政府は、この皇居外苑のメーデー使用を禁止し、今また市民の運動場を禁止せんとしてゐるのであります。しかるに、一方においては、二重橋附近におきましては、毎日毎晩警備隊の予備隊の訓練が行われてゐることは、皆さうでに十分御承知であります。政府は皇居外苑を平和的に使用することは禁止し、軍事警察的に使用することを奨励してゐる。これは逆コースの現われであり、天皇制復活の要項に基くものであることは明らかであります。この意味で、われわれは断じて反対いたしました。

第三に国民貯蓄債券法案であります。本法案は、電源開発を中心とする資源の開発及び緊急の産業の建設資金に充てるために、零細な国民の貯蓄によつてこれをまかなふとするものであります。このたびの單獨議案によつて、日本はアメリカの軍事工場として、日本はアメリカの軍事工場として、急速にその態勢を整へる必要上、電源開発と軍事産業の建設に、吉田内閣は血眼になつてゐるのであります。吉田

政府は、そのために国民に対して重税を押しつけ、労働者を食えない賃金でこき使い、農民に対しては低米価で供出を強制し、なお足らずして、赤字公債的なこの国民貯蓄債券を発行いたしました。國民を徹底的に裸にしようとするのが、本法案の目的であります。これはまさに、日本軍国主義が戦争中に戦費調達のために國民に強制いたしました戦時公債的な性格を持つてゐるものであります。國民を愚弄するものはなほだしいのであります。

第四に、設備輸出為替損失補償法案であります。本法案は、東南アジアに對しまして日本の機械設備を輸出して、東南アジアから重要原材料を輸入し、日本の軍事産業を充実し、アメリカの軍事的要請にこたへんとする、いわゆる東南アジア開港計画の破綻を意味するものであります。イギリスは東南アジア地域に對しまして、重要原材料を日本に輸出することを禁止する措置を講じているとわれわれは聞いております。その結果としてポンド過剰となりまして、日本経済の大問題となつて、その解決ははなはだ困難な状態にあります。その上に、ポンド貨の変更にによりまして輸出は行き詰り、今や日本経済において百数十の商社の倒産整

理となり、膨大な不拂い手形の発行となり、経済恐慌が具体的に進行してゐるのであります。これはまさにアメリカ一辺倒の結果であります。われわれは、通商の國際的自由を確保いたしましたして、日本経済の復興を期する必要があると考へるのであります。その見地から、先般開かれまして、モスクワの國際經濟會議へ参加いたしました。中共を含めたアジア諸國及びソ同盟との通商友好關係を復活するために努力をいたしまして、日本経済の前途を切り開く必要があることは当然であります。しかるに、吉田内閣はこれを拒否いたしましたして、アメリカに對して忠実な使用者の態度を示したことは、良識あるところの國民の聲援にたえないところであります。(拍手)

のような吉田内閣の政策こそが、本法案を制定して、國民に對して損失のしりぬぐいをさせる結果となつたのであります。このような状態の中で、経済はいよいよ萎縮し、國民はいよいよその負担の過重に苦しまなければならぬのであります。この日本経済の破滅的狀態を救う道は、アメリカの東南アジア開港計画の下請人であることを即時にやめること、そして、ただちに

中共貿易を再開し、日ソ貿易を復活すること以外にないのであります。

以上の理由によりまして、共產党は四法案に対して反対するのであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は結局いたしました。

まず固有財産特別措置法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数、よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に国民貯蓄債券法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数、よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に設備輸出為替損失補償法案及び固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件の両件を一括して採決いたします。両件を委員長の報

告の通り決すに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数、よつて両件とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に塩専売法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明後二十八日は午後二時から特別に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘輝君

國務大臣 岡野 清泰君

出席政府委員

特別調停官 長岡 伊八君

管理部長 三宅吾二郎君

外務事務官 西村 直己君

大蔵事務次官 松野 頼三君

厚生事務次官 榎三君

朗読を省略した報告
一、昨二十五日次の法律の公布を要し、その旨参議院に通知した。
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

特許法の一部を改正する法律
平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律
平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

法務府設置法の一部を改正する法律
町村職員恩給組合法

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

總理府設置法等の一部を改正する等の法律
一、昨二十五日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十五年一般会計予備費使用總調査(その一)

昭和二十五年特別会計予備費使用總調査(その二)

昭和二十五年特別会計予備費使用總調査(その三)

昭和二十六年一般会計予備費使用總調査(その一)

昭和二十六年特別会計予備費使用總調査(その一)

昭和二十六年特別会計予備費使用總調査(その二)

昭和二十六年特別会計予備費使用總調査(その三)

一、昨二十五日通商産業委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 多武良貞三君(理事小川平二君昨二十五日理事辞任につきその補欠)

地方行政委員
押谷 富三君 中山 マサ君
根本龍太郎君 三浦寅之助君
門司 亮君

法務委員
外務委員 龍野喜一郎君
厚生委員 池見 茂隆君

小玉 治行君 岡 良一君
水産委員 田中謙之進君
通商産業委員 青野 武一君
池田正之輔君 小金 善昭君

郵政委員 佐藤 親弘君
労働委員 上林與市郎君
建設委員 佐々木更三君

一、昨二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員
龍野喜一郎君 池見 茂隆君
小玉 治行君 佐藤 親弘君
岡 良一君

法務委員 押谷 富三君
外務委員 中山 マサ君

六七三

昭和二十七年四月二十六日 衆議院會議第三十六号 議長の報告

厚生委員

根本龍太郎君 門司 亮君
水産委員 佐々木更三君
通商産業委員

「小金 義照君 上林與市郎君
郵政委員 池田正之輔君
労働委員

三浦寅之助君 青野 武一君
建築委員 田中謙之進君
一、昨二十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員 木村 榮君
一、昨二十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員 竹村奈良一君
一、昨二十五日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

気象業務法案
一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

気象業務法案(内閣提出第一四六号)(参議院送付) 運輸委員会 付託

一、昨二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案
十勝沖地帯による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

大船運送法案

一、昨二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案
外資に関する法律の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案
日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特別に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案

一、昨二十五日参議院に通知した。意した旨参議院に通知した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
總理府設置法等の一部を改正する等の法律案

職傷病者職没者遺族等援護法案
一、昨二十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

町村職員恩給組合法案
一、昨二十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
特許法の一部を改正する法律案

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日参議院において、次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和二十五年一般会計予算備費使用總調査(その一)
昭和二十五年特別会計予算備費使用總調査(その一)

昭和二十五年特別会計予算總則第六條並びに昭和二十五年特別会計予算補正(特第一号)總則第四條に基く使用總調査
(承諾請求)

昭和二十六年一般会計予算備費使用總調査(その一)
昭和二十六年特別会計予算備費使用總調査(その一)

昭和二十六年特別会計予算總則第七條に基く使用總調査
一、昨二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

温泉保護に関する質問主意書(中曾根康弘君提出)

定価 一部 十 円
発行所 東京新富区市谷本町一五
電話九段四九〇〇
印刷 行